

検察審査会法

昭和23年 7月12日 法律 第147号

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律

平成19年 5月30日 法律 第60号

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成21年 5月21日

目次
第一章 総則（第一条-第四条）
第二章 検察審査員及び検察審査会の構成（**第五条-第十八条**）
第三章 検察審査会事務局及び検察審査会事務官（第十九条・第二十条）
第四章 検察審査会議（第二十一条-第二十九条）
第五章 審査申立て（第三十条-第三十二条）
第六章 審査手続（第三十三条-第四十一条の八）
第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等（第四十一条の九-第四十一条の十二）
第八章 建議及び勧告（第四十二条）
第九章 検察審査員及び補充員の保護のための措置（第四十二条の二）
第十章 罰則（第四十三条-第四十五条）
第十一章 補則（第四十五条の二-第四十八条）
附則

目次
第一章 総則（第一条-第四条）
第二章 検察審査員及び検察審査会の構成（**第五条-第十八条の二**）
第三章 検察審査会事務局及び検察審査会事務官（第十九条・第二十条）
第四章 検察審査会議（第二十一条-第二十九条）
第五章 審査申立て（第三十条-第三十二条）
第六章 審査手続（第三十三条-第四十一条の八）
第七章 起訴議決に基づく公訴の提起等（第四十一条の九-第四十一条の十二）
第八章 建議及び勧告（第四十二条）
第九章 検察審査員及び補充員の保護のための措置（第四十二条の二）
第十章 罰則（第四十三条-第四十五条）
第十一章 補則（第四十五条の二-第四十八条）
附則

- 本則 -

施行日：平成21年 5月21日

〔除斥〕
第七条 検察審査員は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。
一 検察審査員が被疑者又は被害者であるとき。
二 検察審査員が被疑者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。
三 検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
四 検察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は**雇人**であるとき。
五 検察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。
六 検察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
七 検察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁護士となつたとき。
八 検察審査員が事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

〔除斥〕
第七条 検察審査員は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。
一 検察審査員が被疑者又は被害者であるとき。
二 検察審査員が被疑者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。
三 検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
四 検察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は**被用者**であるとき。
五 検察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。
六 検察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。
七 検察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁護士となつたとき。
八 検察審査員が事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

- 本則 -

施行日：平成21年 5月21日

〔職務辞退〕

〔職務辞退〕

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- 三 前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員
- 四 学生及び生徒
- 五 過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者
- 六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

◆追加◆

七 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（同法第三十四条第七項◆追加◆の規定による不選任の決定があつた者を除く。）

八 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- 三 前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員
- 四 学生及び生徒
- 五 過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者
- 六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者
- 七 過去三年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による選任予定裁判員であつた者
- 八 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（同法第三十四条第七項（同法第三十八条第二項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不選任の決定があつた者を除く。）
- 九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

- 本則 -

施行日：平成21年 5月21日

〔宣誓〕

第十六条 地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前条第一項の検察審査会議の開会前、検察審査員及び補充員に対し **検察審査員の心得を諭告し、これをして宣誓をさせなければならない。**

- ② 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。
- ③ 宣誓書には、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載しなければならない。
- ④ 地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、検察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。

〔宣誓〕

第十六条 地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前条第一項の検察審査会議の開会前、検察審査員及び補充員に対し、**検察審査員及び補充員の権限、義務その他必要な事項を説明し、宣誓をさせなければならない。**

- ② 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。
- ③ 宣誓書には、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載しなければならない。
- ④ 地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、検察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。

- 本則 -

施行日：平成21年 5月21日

〔職務執行の停止〕

第十七条 次の各号のいずれかに該当する検察審査員は、その職務の執行を停止される。

- 一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

〔職務執行の停止〕

第十七条 次の各号のいずれかに該当する検察審査員は、その職務の執行を停止される。

- 一 禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二 逮捕又は勾（こう）留されている者 ◆追加◆	二 逮捕又は勾（こう）留されている者 ② 第十二条の六の規定は、前項各号に掲げる者に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情の調査について準用する。
----------------------------	--

- 本則 -

施行日：平成21年 5月21日

◆追加◆	<p>[追加補充員の選定等]</p> <p>第十八条の二 検察審査会長は、検察審査員又は補充員が欠けた場合において、必要と認める員数の補充員（以下この条において「追加補充員」という。）を選定することができる。ただし、追加補充員を含め、検察審査員及び補充員の員数の合計が二十二人を超えてはならない。</p> <p>② 前項の規定による選定は、政令で定めるところにより、欠けた検察審査員又は補充員が属する群の検察審査員候補者の中から検察審査会事務局長がくじで行う。</p> <p>③ 追加補充員の任期は、その者が属する群の検察審査員の任期と同一とする。ただし、第一項の選定がその群の検察審査員の任期が開始した後に行われたときは、その任期は、当該選定が行われた日の翌日から開始するものとする。</p> <p>④ 第十三条第二項の規定は追加補充員の選定に係る第二項のくじについて、第十六条の規定は追加補充員に対する説明及びその宣誓について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による選定後最初の」と読み替えるものとする。</p>
------	---

- 本則 -

施行日：平成21年 5月21日

<p>第四章 検察審査会議 [会議の開催及び招集]</p> <p>第二十一条 検察審査会は、毎年三月、六月、九月及び十二月 の各十五日に検察審査会議を開かねばならない。</p> <p>② 検察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも検察審査会議を招集することができる。</p> <p>③ 第十三条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。</p>	<p>第四章 検察審査会議 [会議の開催及び招集]</p> <p>第二十一条 検察審査会は、毎年三月、六月、九月及び十二月 にそれぞれ検察審査会議を開かねばならない。</p> <p>② 検察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも検察審査会議を招集することができる。</p> <p>◆削除◆</p>
--	---